別添４

事　務　連　絡
令和６年 12 月 27 日

各　都道府県・市区町村
こども誰でも通園制度担当課　御中

こども家庭庁成育局保育政策課

第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の「量の見込み」及び「確保方策」代用計画について（依頼）

日頃より保育施策の推進にご尽力いただき、深く感謝申し上げます。

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）については、本年 10 月 10 日発出の「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版 ver. ２）」において、第三期市町村支援事業計画の策定時に量の見込み等を設定することが困難な場合においては、何らかの代替措置を講ずることにより適切な体制確保に努めることとしています。

今般、代替措置として自治体が策定すべき代用計画を別添のとおり定めましたのでお送りいたします。

【代用計画策定における注意事項】

- 令和７年度の事業開始までに策定をお願いします。
- 支援事業計画に代わるものであることを踏まえ、地方版子ども・子育て会議の意見を聴取いただくようお願いします（会議日程等のやむを得ない事情がある場合は事業開始後でも可）。
- 策定した計画については子ども・子育て支援交付金の交付申請時の添付書類とすることを想定しております。

問合せ先
こども家庭庁成育局保育政策課地域支援係
TEL：03-6858-0078
E-mail：hoikuseisaku.newkyuufu@cfa.go.jp

（参考）
第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版 ver. ２）（抜粋）

＜６＞ 子ども・子育て支援法改正による新事業の見込み

令和６年子ども・子育て支援法改正により、地域子ども・子育て支援事業として、①妊婦等包括相談支援事業、**②乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）**、③産後ケア事業（以下＜６＞において「新規三事業」という。）が新たに創設され、令和７（2025）年４月から施行される。これらの事業についても、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられることから、第三期市町村支援事業計画において、「量の見込み」や「確保方策」等を策定し、計画的な整備を進めていく必要がある。

新規三事業の「量の見込み」については、以下の算出方法により算出すること。ただし、お示しする方法によらずに事業の対象として該当する家庭の潜在的ニーズを正確に把握できる場合においては、各自治体の実情に応じて適切に対応することが可能である。

なお、法改正による制度創設から第三期市町村支援事業計画の始期（令和７年度）までの期間を踏まえ、新規三事業について、**第三期市町村支援事業計画の策定時に量の見込み等を設定することが困難である場合**においては、中間年見直しに際し、又は、中間年を待たずして、**量の見込み等の設定が可能となったタイミングで、速やかに市町村支援事業計画に設定することとしても差し支えない**。ただし、この場合においても、**令和７年度から市町村支援事業計画に量の見込み等を設定するまでの期間について、市町村支援事業計画とは別に量の見込み等の計画等を策定するなど、何らかの代替措置を講ずることにより適切な体制確保に努めること。**

子ども・子育て支援交付金の交付に当たっては、代替措置により新規三事業を実施する場合、市町村支援事業計画に基づき実施されているものとみなし、交付の対象とすること。

また、原則通り令和７年度から新規三事業について市町村支援事業計画に量の見込み等を設定した場合であっても、各年度における実施状況を把握し、計画を策定した後において、利用状況等が量の見込みと大きくかい離している場合には、計画期間の中間年を待たずして、適切に見直しを行われたい。